

磐田市環境保全推進協議会規約

(目 的)

第1条 この協議会は、地域の環境保全と創造の推進を図るため、環境諸問題の調査研究、情報の交換、環境保全技術の研鑽に努めるとともに、併せて地域住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、磐田市環境保全推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(組 織)

第3条 協議会は、磐田市内の事務所をもって組織する。

(事 業)

第4条 協議会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境保全のための調査研究及び情報交換並びに環境保全技術に関する研修
- (2) 環境保全に関する思想の普及及び実践活動の推進
- (3) 国、県及び市等が実施する環境保全施策への協力
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 1名

2 理事は、会員の中より選出し、会長、副会長は理事の互選による。

3 監事は、会長が理事会に諮って会員の中から指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会務の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議は、総会及び理事会とする。

2 議事は、出席人員の過半数をもって可決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

2 総会は、理事会で審議決定された役員を選出、規約の改正、事業計画、事業報告、その他重要な事項を決議、承認する。

3 総会の議長は、会長があたる。

(理事会)

第10条 理事会は、必要なとき会長が招集する。

2 理事会は、役員を選出、規約の改正、事業計画、事業報告、その他重要な事項を審議する。

3 理事会の議長は、会長があたる。

(経費)

第11条 会費は、原則として徴収しない。ただし、事業の実施上、経費が必要となる場合は、別途、負担金を徴収するものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、磐田市環境課内に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

附 則

この規約は、平成10年7月9日から施行する。

附 則（平成12年7月12日改正）

この規約は、平成12年7月12日から施行する。

附 則（平成17年10月25日改正）

この規約は、平成17年10月25日から施行する。

附 則（平成18年6月16日改正）

この規約は、平成18年6月16日から施行する。

附 則（平成23年5月27日改正）

この規約は、平成23年5月27日から施行する。